

別表第十八 拡声機から発する音量の基準(第六十六条、第六十七条関係)

区域の区分		音源直下から十メートルの地点における音量(単位 デシベル)
種別	該当地域	
第一種区域	一 第一種低層住居専用地域 二 第二種低層住居専用地域 三 第一種中高層住居専用地域 四 第二種中高層住居専用地域 五 第一種住居地域 六 第二種住居地域 七 準住居地域 八 田園住居地域 九 東京都文教地区建築条例(昭和二十五年東京都条例第八十八号)第二条の規定により定められた第一種文教地区 十 無指定地域(第二種区域に該当する区域を除く。)	五五
第二種区域	一 近隣商業地域(第一種区域に該当する区域を除く。) 二 商業地域(第一種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。) 三 準工業地域 四 工業地域 五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	六〇
第三種区域	一 千代田区有楽町二丁目、同区鍛冶町一丁目、同区鍛冶町二丁目、同区神田鍛冶町三丁目、同区神田須田町一丁目、同区神田須田町二丁目、中央区銀座一丁目、同区銀座二丁目、同区銀座三丁目、同区銀座四丁目、同区銀座五丁目、同区銀座	七五

	<p>六丁目、同区銀座七丁目、同区日本橋一丁目(一番から九番までに限る。)、同区日本橋二丁目(一番から七番までに限る。)、同区日本橋三丁目(一番から八番までに限る。)、港区新橋一丁目、同区新橋二丁目、新宿区新宿三丁目、台東区上野二丁目、同区上野四丁目、同区浅草一丁目、同区浅草二丁目、同区雷門一丁目、同区雷門二丁目、渋谷区宇田川町(二十二番及び二十三番に限る。)、同区道玄坂二丁目(一番から六番まで、二十九番及び三十番に限る。)及び同区道玄坂一丁目(四番に限る。)のうち幅員十八メートル以上の道路並びにその境界線から十メートル以内の区域</p> <p>二 台東区上野駅広場(昭和六十年東京都告示第三百二号による幹線街路放射第二十八号線の交通広場)及び豊島区池袋駅東口広場(昭和二十四年建設省告示第四百二十二号による池袋駅付近広場一)並びにこれらの境界線から十メートル以内の区域</p>	
--	--	--

備考 騒音の測定は、計量法第七十一条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いるものとし、騒音の大きさの値は、騒音計の指示値とする。